



群馬労働局の取組 トピックス（令和7年9月24日配信）

①男性の育児休業について

発信者 雇用環境・均等室



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「ハロゆう」ちゃん、くんまver.

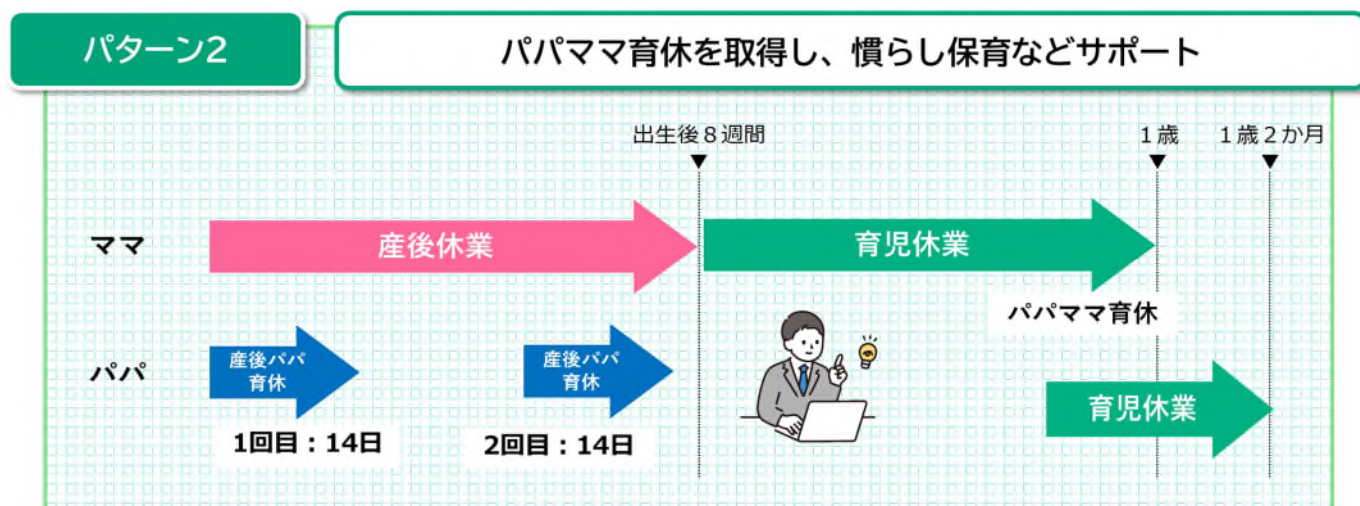
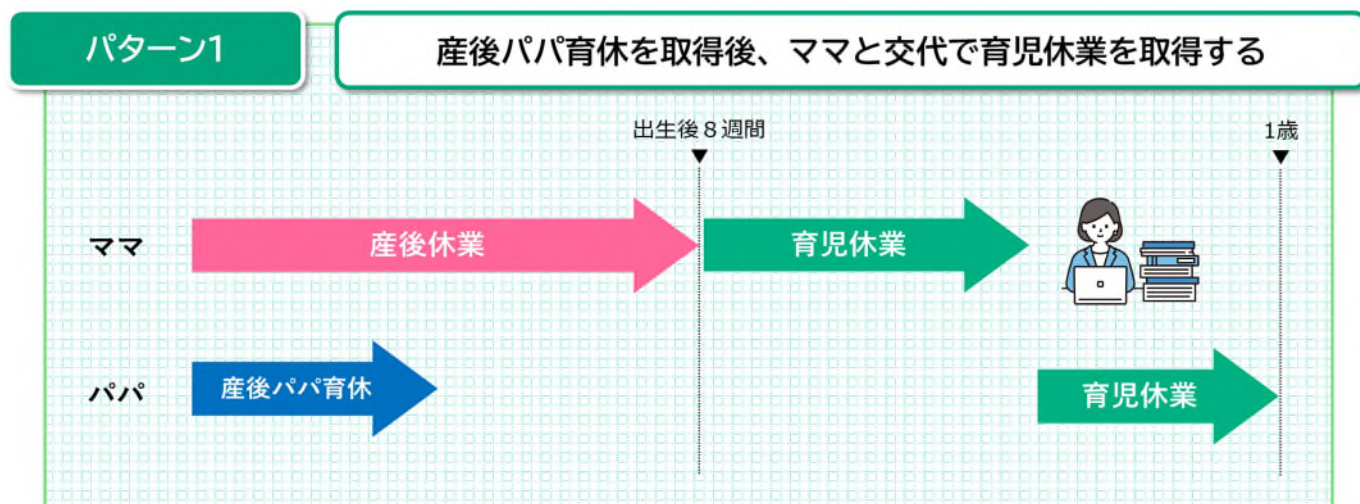
- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。（027-896-4739）

①男性の育児休業について

★産後パパ育休制度が令和6年10月1日から施行され、男性も育児休業が取得しやすくなりました

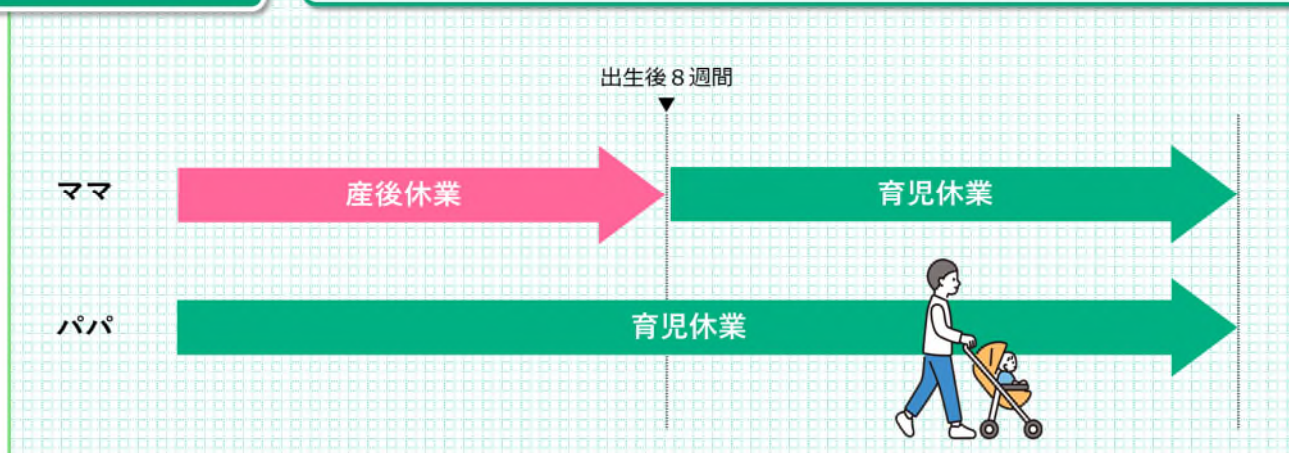
「男性は産後パパ育休しか取得できないのか？」などの質問も受けるため、男性の場合、どのような取得スタイルがあるか、紹介します。

なお、取得パターンは色々考えられますが、パターン3のように、産後パパ育休を取得せず、子の出生後から継続して育児休業を取得することも可能です。



パターン3

ママ、パパそれぞれ子が1歳になるまで育児休業を取得する



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

